地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに 公布する。

令和6年3月28日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第12号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(亀山市監査委員条例の一部改正)

第1条 亀山市監査委員条例(平成17年亀山市条例第9号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲 げる規定の下線を付した部分のように改める。

## 改正後 (請求又は要求による監査) 第7条 監査委員は、法第75条第1項、第7条 監査委員は、法第75条第1項、 第98条第2項、第199条第6項及 び第7項、第235条の2第2項、第 242条第1項並びに第243条の2 の8第3項並びに地方公営企業法第27 条の2第1項及び第34条の規定によ り監査の請求又は要求があったときは、 その監査の請求又は要求を受理した日 から7日以内に監査に着手しなければ ならない。 ならない。 [2 略] [2 略]

備考表中の「一の記載は注記である。

(亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 亀山市水道事業等の設置等に関する条例(平成17年亀山市条例第136号)

改正前

(請求又は要求による監査)

第98条第2項、第199条第6項及 び第7項、第235条の2第2項、第 242条第1項並びに第243条の2 の2第3項並びに地方公営企業法第27 条の2第1項及び第34条の規定によ り監査の請求又は要求があったときは、 その監査の請求又は要求を受理した日 から7日以内に監査に着手しなければ

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲 げる規定の下線を付した部分のように改める。

> 改正前 改正後

(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地 方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定によ り、水道事業等の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意 を得なければならない場合は、当該賠 償責任に係る賠償額が10万円以上で ある場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除) |第5条 法第34条において準用する地 方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項の規定によ り、水道事業等の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意 を得なければならない場合は、当該賠 償責任に係る賠償額が10万円以上で ある場合とする。

(亀山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 亀山市下水道事業の設置等に関する条例(平成26年亀山市条例第32号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲 げる規定の下線を付した部分のように改める。

> 改正後 改正前

(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地 | 第5条 法第34条において準用する地 方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定によ り、下水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意 を得なければならない場合は、当該賠 償責任に係る賠償額が10万円以上で ある場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除) 方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項の規定によ り、下水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意 を得なければならない場合は、当該賠 償責任に係る賠償額が10万円以上で ある場合とする。

(亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 亀山市病院事業の設置等に関する条例(平成27年亀山市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地
方自治法(昭和22年法律第67号)
第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である

(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地 方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項の規定によ り病院事業の業務に従事する職員の賠 償責任の免除について議会の同意を得 なければならない場合は、当該賠償責 任に係る賠償額が10万円以上である 場合とする。

改正前

附則

場合とする。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。